（書類の提出）

第三十二条　検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ～ナ　（略）

ラ　法第六条ノ四第二項の規定による法第五条第一項の検査の省略を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類

(1)　当該省略を受けようとする船舶又は物件について、前回の定期検査又は中間検査に合格した日以降に故障その他の不具合が生じた場合における次に掲げる事項を記載した書類

(i)　法第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務により得られた当該不具合に関する情報

(ii)　(i)の情報に基づいて行われた整備の内容

(2)　(1)(ii)に掲げる内容のほか、当該省略を受けようとする船舶又は物件について前回の定期検査又は中間検査に合格した日以降に行われた整備の内容を記載した書類

ム　（略）

三～六　（略）

2～6　（略）

（船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しないで航行できる場合）

第四十四条　法第十八条第一項第一号の国土交通省令で定める場合は、法第五条の検査又は法第六条ノ五第一項の規定による船舶の型式承認のため国土交通大臣の行う試験の執行として旅客及び貨物をとう載せずに試運転を行う場合とする。

（登録検定機関の登録の申請）

第四十七条　法第二十五条の四十六（法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第六条ノ五第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（登録検査確認機関の登録の申請）

第四十七条の十三　法第二十五条の六十七（法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第六条ノ六の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（準用）

第四十七条の十五　前節（第四十七条及び第四十七条の十一を除く。）の規定は、法第六条ノ六の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

（書類の提出）

第三十二条　検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ～ナ　（略）

（新設）

ラ　（略）

三～六　（略）

2～6　（略）

（船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しないで航行できる場合）

第四十四条　法第十八条第一項第一号の国土交通省令で定める場合は、法第五条の検査又は法第六条ノ四第一項の規定による船舶の型式承認のため国土交通大臣の行う試験の執行として旅客及び貨物をとう載せずに試運転を行う場合とする。

（登録検定機関の登録の申請）

第四十七条　法第二十五条の四十六（法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第六条ノ四第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（登録検査確認機関の登録の申請）

第四十七条の十三　法第二十五条の六十七（法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第六条ノ五の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（準用）

第四十七条の十五　前節（第四十七条及び第四十七条の十一を除く。）の規定は、法第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四項並びに第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。